

まん延防止等重点措置延長に係る吉田町の対応方針

令和4年2月18日

令和4年1月25日、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第3項に基づく新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置区域に静岡県全域が追加され、令和4年1月27日から2月20日までの25日間、まん延防止等重点措置を実施すべき期間と公示された。

また、2月18日、国は、静岡県へのまん延防止等重点措置の実施期間を3月6日まで延長することとした。当町においても、新規感染者数が増加しており、感染症の拡大が収まらない状況にある。

このことを踏まえ、吉田町では次の必要な措置等を行う。

1 措置を実施する期間

令和4年1月27日（木）～3月6日（日）

2 町の対応方針

（1）町民への感染防止対策の周知

ア 外出の自粛

- ・混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出を自粛するよう呼びかける。また、外出する場合には大人数での行動は回避、とりわけ、高齢者や基礎疾患のある人は、慎重な行動に努めるよう呼びかける。

イ 県境を跨ぐ移動の自粛

- ・県境をまたぐ不要不急の移動については極力控えるよう呼びかける。また、移動する場合は、移動先では混雑した場所や感染リスクが高い場所へは訪問しないよう呼びかける。

ウ 「密」の回避

- ・3密（「密閉」「密集」「密接」）の条件が揃う場面はもちろん、「1密」であっても回避することを呼びかける。特に、室内での換気を徹底するよう呼びかける。

エ 家庭における感染対策の徹底

- ・家庭内で感染が拡大する事例が多発していることを踏まえ、家庭における換気、手指消毒等の感染防止対策の一層の徹底を呼びかける。特に、高齢者や基礎疾患を有する方など、重症化リスクの高い方がいる家庭

で、体調が悪い方がいる場合等は、可能な範囲で不織布マスクの着用や食事を別室でとるなど、家庭内感染の拡大防止に努めるよう呼びかける。

- ・少しでも体調に変化がある場合は、出勤や登校を控え、かかりつけ医等を受診するよう呼びかける。

オ 歌唱やカラオケを利用する際の注意

- ・カラオケを利用した歌唱等により感染が拡大する事例を踏まえ、歌唱やカラオケを利用する際は、不織布マスクの着用、定期的な換気、設備の消毒、人と人との距離の確保など、感染防止対策の一層の徹底を呼びかける。

カ 飲食の際の注意

- ・飲食を伴う会合は、なるべく、家族や日頃行動を共にする少人数に限り、同一グループで同一テーブル4人以内とし、食事の際は黙って食べ、会話時は必ず不織布マスクを着用し、短時間とするよう呼びかける。

- ・仲間同士で行うホームパーティーや若年層による飲食の場でクラスターが発生している事例があることから、親睦会等の大人数での飲食機会はできるだけ回避するとともに、参加する場合にも、人と人との距離を確保するなど、基本的な感染防止対策の徹底を呼びかける。

キ 飲食店等での対策

- ・感染対策が徹底されていない飲食店等の利用の自粛を呼びかける。

(2) 町主催イベント等への対応

- ・町主催のイベントや会議等について、実施する場合は感染防止対策を十分に行なったうえで実施する。

(3) 公共施設の対応

- ・公共施設ごと実施している感染防止対策を徹底する。

(4) 学校等教育・保育活動での対策

- ・オミクロン株については、若年層への感染拡大が従来株よりも顕著となっていることから、児童・生徒等に対し、危機感の醸成及び基本的な感染防止対策の更なる徹底を周知する。

- ・放課後児童クラブ、幼稚園、保育所等については、感染防止と保育等の確保の両立が図られるよう連携し適切に対応する。

- ・学校等においては、感染防止対策の徹底を図るとともに、体育活動、部活動など感染リスクの高い活動等の制限を行う。

- ・感染拡大の状況に応じて、オンライン学習など感染リスクの低減を図る工夫をする。

- ・保育所・幼稚園等においては、発育状況等からマスクの着用が無理なく可能と判断される子どもに限り、可能な範囲でマスクの着用を奨める。

(5) 事業主の感染防止策

- ・各協会等が定める業種別ガイドラインに従い、それぞれの職場や店舗から感染者を出さないよう感染防止対策の徹底を呼びかける。

(6) ワクチン接種の推進

- ・接種を希望する町民が速やかに接種できる体制を維持するとともに、より多くの町民がワクチンの有効性と副反応について理解をした上で、接種を希望できるよう正しい情報を広く周知し、関係機関と連携し推進する。また、地域における社会機能を維持するため、エッセンシャルワーカーが早期に接種できるよう取り組む。

- ・ワクチンを接種した後も、マスクの着用、手指消毒等感染防止対策の継続的な必要性について町民に周知する。
- ・3回目接種については、ワクチン接種の計画を可能な限り前倒し、実施する。また、1、2回目とは異なるワクチンの接種（交互接種）について適切な情報を町民に周知し、副反応等の情報と合わせ、接種に対する不安を取り除く取組を進める。

(7) 自宅療養者の生活支援

- ・県と連携し、自宅療養者の生活支援を行う。

(8) 謁謗中傷等の根絶に向けた呼びかけ

- ・感染された方やその治療に懸命に対応されている医療従事者の方々をはじめ、飲食等の業界に携わる事業者・従業員、ワクチンを接種していない方及び接種できない方、用事があつて来訪した他地域の方等を対象とした心ない謗謗中傷や差別的対応の根絶に向けた啓発を継続的に実施する。

3 参考

(1) 新規感染者数の推移

新型コロナウイルス新規感染者の数の推移（吉田町）

